

## 有効期間10年旅券の発給申請可能年齢の引き下げについて

令和4年1月18日  
在ザンビア日本国大使館

4月1日以降、有効期間10年旅券の発給可能年齢が引き下げられることになりましたのでお知らせいたします。

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、同6月20日、公布（平成30年法律第59号）されました。同法律の附則第15条第2号において、有効期間が10年の旅券を取得できる年齢を現行の20歳以上から18歳以上に変更する旅券法の一部改正を行いました。

これにより、本年4月1日以降、18歳以上の方で有効期間が10年の旅券の申請が可能になります。また、旅券の発給申請にあたり、親権者の同意が不要となる年齢も20歳から18歳に引き下げられます。

改正法の詳細等については、下記リンクをご確認ください。

○成年年齢の引下げに伴う旅券法の一部改正について（外務省）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page25\\_001497.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page25_001497.html)

○民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）について（法務省）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00218.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html)

### 【在留届・たびレジ】

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No.5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：[jez.consul@lu.mofa.go.jp](mailto:jez.consul@lu.mofa.go.jp)

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>